

加算体制

サービス種類	単 位	算 定 用 件
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位／日	<ul style="list-style-type: none"> ・次の(1)～(3)までのいずれかに該当すること。 (1)算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者の占める割合が 70%以上であること。 (2)算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支援を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が 65%以上であること。 (3)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の 15%以上であること。 ・入所者の数が 6 又はその端数を増す毎に、介護福祉士を 1 以上配置していること。
看護体制加算Ⅰ(口)	4 単位／日	入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、常勤の看護師を 1 名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ(口)	8 単位／日	入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関等への 24 時間体制が確保されていること。
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13 単位／日	入所定員が 51 人以上の事業所で、夜勤を行う介護・看護職員の数が最低基準を 1 人以上上回っていること。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 単位／月	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれの要件も満たすこと。 ・入所者・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

サービス種類	単位	算定要件
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施していること。
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること。 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ) (対象者のみ)	110 単位/月	<p>口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>

サービス種類	単位	算定要件
安全対策体制加算	20 単位／回	<p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p> <p>※入所時に 1 回を限度として算定。</p>
初期加算 (対象者のみ)	30 単位／日	<p>入所した日から起算して 30 日以内の期間について算定する。</p> <p>30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。</p>
外泊時費用 (対象者のみ)	246 単位／日	<p>入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1 月に 6 日を限度として所得単位数に代えて算定する。</p>
外泊時在宅サービス利用費用 (対象者のみ)	560 単位／日	<p>入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1 月に 6 日を限度として所得単位数に代えて算定する。</p>
看取り介護加算(Ⅰ) (対象者のみ)	72 単位／日 (死亡日以前 31～45 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
	144 単位／日 (死亡日以前 4～30 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。
	680 単位／日 (死亡日前日 及び前々日)	<ul style="list-style-type: none"> ・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。
	1,280 単位／日 (死亡日)	<ul style="list-style-type: none"> ・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

サービス種類	単位	算定要件
退所時情報提供加算 (対象者のみ)	250 単位/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき 1 回に限り算定する。
再入所時栄養連携加算 (対象者のみ)	200 単位 (1回のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が定める特別食※等を必要とする者。 ・自施設から入院し、退院後再入所した者。 ・特別食又は嚥下調整食が必要な者。
介護職員等処遇改善加算 (I)		<p>介護報酬総単位数の 14%</p> <p>*介護報酬総単位数: 基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは、若干の誤差が生じます。</p>